

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 平成27年1月22日（木）11:16～11:39

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<自治体>

笠谷 昇 三重県戦略企画部政策提言・広域連携課長

森内 和夫 三重県農林水産部農業戦略課長

庄山 徹 三重県雇用経済部エネルギー政策課主査

大仲 洋平 三重県戦略企画部政策提言・広域連携課主査

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 みえアグリイノベーション創生特区～食・農・エネルギーの三重奏～

3 閉会

○藤原次長 時間が押しております、お待たせしました。

三重県の方々に来ていただいております。

戦略特区の2次指定をこの春に地方創生特区としてさせていただく中で、その候補としまして、夏に御提案をいただいている三重県の方々に来ていただいた次第でございます。

時間がちょっと押しております。7、8分ぐらいでプレゼンテーションをいただいた上で意見交換ということで、全体で20分の枠でやらせていただきます。

議事内容、資料は公開の位置づけでよろしいでしょうか。

○笠谷課長 はい。

○藤原次長 それでは、原委員のほうからお願ひいたします。

○原委員 今日はどうもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○笠谷課長 三重県の笠谷と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、追加提案の機会をえていただきまして、どうもありがとうございます。

先ほども御紹介がありましたけれども、三重県は昨年8月に中小企業向けと農業の関係の提案を2つさせていただきました。

今回、追加提案ということで、地方創生の流れがある中で、農業関係でいろいろ新たな項目を追加して全体をもう一度整え直したものでございます。

まず、担当者のほうから、新しい項目を中心に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森内課長 三重県農業戦略課の森内と申します。どうぞよろしくお願いします。

資料の1ページをお開きいただきまして、前回、御提案をさせていただいたのは、主にこの資料の上の部分、次世代農業の創造ということで、6次産業化の推進のために農振法を緩和してほしいとか、植物工場の関係で農地法、農振法の緩和という内容を御提案させていただいたわけなのですけれども、今回、6次産業化施設、植物工場に関しましては、基本的には前回と同様ですが、昨年12月に地域再生法が改正されまして、新たな制度ができ上がってきていますので、それを若干踏まえた形で、より踏み込んだ緩和を求める項目として少しリニューアルはさせていただいていますが、基本的には同じ内容となっています。

今回、新しく農業関係で追加させていただいたのは、その下の建築基準で、木造畜舎の話なのですけれども、畜舎は人が住むわけではなくて牛が住んでいる施設なのですけれども、建築基準法上、同様の施設ということですが、風圧であるとか、積雪であるとかの規制緩和が既になされています。

ただ、今回、御提案をさせていただくのが、木造建築物の大規模木造建築物、特に右に少し書いてありますが、500平米を超える場合には構造計算が必要ということで、この構造計算はなかなかコスト、手間がかかるということで、実際に木造の畜舎がいろいろな地域でつくられているのですが、大体498平米だと、要は500平米を切るような形でしか普及していない。

絵で「低コスト木造畜舎」ということで、木造の上がスレートではなくて、ポリカーボネート、透光性のものを乗せたような畜舎なのですけれども、大体このようなものは500平米未満で建築されているのが実情です。

それ以上の大規模化となると、鉄骨スレートぶきという形で、相当建築費も嵩んでくる状況がありますので、ここの部分を少し緩和いただきまして、構造計算をやるとか、さらに1,000平米を超える場合は、外壁、屋根で防火制限というものがありまして、木造でつくってもいいのだけれども、屋根は不燃材にしなさい、要するに、スレートぶきという形で

す。

スレートは非常に重たいものですので、それに対する構造も課題になるということで、この部分も難燃性のポリカーボネート等でも何とかできないでしょうかという御提案をさせていただきたいと思います。

これで建築コストが3割程度削減が可能かと思っております。

○原委員 濟みません。構造計算がないと、何で木造にしやすくなるのですか。ちょっとちゃんと理解し切れなかったのです。

○森内課長 構造計算をするとなると、まず、木材の加重圧であるとか、データをそろえた上で全体の構造が問題ないかという計算が必要ですので、例えば、古材を使うだとか、間伐材利用だとか、そのようなものがなかなか進みにくい。

要は、新品のきれいな木材であれば、うまく使えるわけなのですけれども、牛舎ですのと、この絵などはきれいな木材が使われているのですけれども、そういったものも含めて、より安く上げる方法はないのでしょうかというお話なのです。

○原委員 鉄筋だとか、そのようなものは全部決まっているから、計算が割と簡単にできるのだけれども、木材でやろうとすると、大変になってしまします。

○森内課長 大変だし、古材とか、間伐材を使おうと思うと、一から係数をつくっていく必要がある形になります。

○原委員 失礼しました。

○森内課長 以上が、農業関係なのです。

今回、御提案するもう一つの中心になるのは、次世代農村の創造ということで、核になるのはバイオブタノールの利用を中心に循環の実証をしたいということで、この背景が、三重県には四日市コンビナートなどのケミカル関係の産業が盛んなのですけれども、そういった企業が集まって、もうちょっと将来的に、要は、石油化学を研究する中で、バイオリファイナリー研究会という、产学官の入った研究会を立ち上げています。

その中で、一つの要素技術として、三重大学の田丸研究室が、いわゆる纖維質、ファイバーを原料にして、エタノールよりも炭素価の高いアルコールなのですけれども、クロストリジウム菌によるブタノール発酵システムを開発されたということで、これは特許になっているわけですけれども、そういった要素技術を使って、今、実際に研究しているのが、ミカンジュースをとった絞りかすを原料にして、そのブタノール生産菌でブタノール発酵ができるかということを、実はこれはNEDOの研究資金をいただきまして、研究を進めているところです。

大体、実験段階は終了しまして、次に実証、実用の段階まで技術的には高まってきていますので、そういった技術を使わせていただきながら、実際には、三重県の紀南、南部地域についてはミカンの産地でございまして、そちらのジュース工場であるとか、選果場などで傷が入ったりして、要は廃棄されるミカンがございますので、そういったものを集めてきてブタノール化して、でき上がったブタノールで農業機械を動かすという資源循環の

実証モデルを創出できないかということを模索しておりますので、それに際して具体的に考えてくると、農地転用の関係ですと、現在、地域再生法認定では、地域バイオ燃料製造施設は農振農用地でもできるとなっているのですけれども、それを地域再生法認定を経ずしてもできるようにしてほしいということが、まず、1つなのです。

なぜそのようなことを言うかというのは、実は2点目にございまして、地域バイオ燃料製造施設については、農用地の中で設置はできるのですけれども、地域再生計画というものは市町が立てる計画の認定施設ということが条件になるわけです。

そうなりますと、つくった市町で生産される、バイオのそのような代物はそこの施設で使っていいけれども、主にですから一部は入れてもいいのですが、市町単位での考え方になっていますので、そうではなくて、実はJA、農協あたりはかなり広域化しているので、3町村、4町村という単位でのJAですので、その中でたまたま施設をつくった市町村だけの部分を処理するという絵図は現実的ではないということで、隣接地域なり、内容がリサイクルですので、できたら県域ぐらいで集められるような形で進められないかということで、農振法の緩和を求めるものです。

あと、特定バイオ燃料の指定については、実はバイオブタノールは、余り認知されていないですが、かなり有望な燃料である。

といいますのは、バイオブタノールは高炭価のアルコールであるがゆえに、揮発性がエタノール、メタノールほど高くない。さらに、水との親和性で、エタノール、メタノールは完全に水と混合するわけなのですけれども、それよりは水にも溶けにくいということで、実際にはガソリンなり、灯油と同じような扱いが可能な物質とも言われているのですが、いかんせん余りバイオブタノールというものは製造されていない実態があって、現在、農林漁業バイオ燃料法に基づく、バイオ燃料の指定という形では受けていないのです。それを受けないと減免措置が受けられませんので、その指定をしていただきたいということです。

最後に、御承知だと思うのですけれども、こちらの実証モデルは、バイオブタノールを製造することで全てのコストをペイできるようなものではございません。そのような意味で、いろいろな形での施設、実証のための支援措置ということで、こちらは規制ではなくて、さまざまな支援初期投資なり、実証運営についての支援措置をお願いしたいということでの御提案とさせていただいております。

以上が概略なのですが、次のページに前半に御説明した次世代農業の部分の詳しい課題、もう一枚めくっていただきますと、後半部分のバイオブタノールの課題と背景等の整理をさせていただいております。

さらにもう一枚おめくりいただきまして、こういったことを御提案させていただく背景として、三重県ではかなり先進的な取り組みもございまして、少し宣伝をさせていただきたいと思います。

伊賀牛、松阪牛は三重県の2大ブランドで、松阪牛などは世界ブランドとも言われてい

るのですが、今まで輸出したことはなかったのですが、今週、アメリカのオーランドで商談会を進めるということで、かなりアメリカに向けての取り組みを始めています。

それから、日本最大級ということで、2ヘクタールの太陽光活用の植物工場なのですが、オランダの技術、設計をそのまま日本に持ってきて、昨年の12月に低成本の植物工場の建築を竣工いたしております。

これは、農業者と食品製造事業者と商社の3者の合弁会社としてやっている事例でございます。

同じく植物工場なのですが、先立つこと23年の3月に、これは農水省の補助を受けまして、三重実証拠点ということで、太陽光利用型では地方自治体では初めての実証拠点を設けさせていただきました。

この中で、トマトの低成本化であるとか、日本初の種子繁殖型イチゴ、イチゴは苗でとっているのですが、これを種子でとるという日本初の特許なのですが、こちらの研究をやっています。

また、有名かもしれません、「伊賀の里モクモク手づくりファーム」であるとか、南紀みかんは、今、タイへ20トンほど輸出させていただいている。

また、この31日に総務大臣表彰を受けるのですが、農家のおばちゃんが農家レストラン「せいわの里」をつくってかなりの売上を上げている事例という形で、こういった先導的な取り組みがございます。

これに続く、頑張る農業者を応援していきたい、それによって元気回復の創生をさせていただきたいということで、今回、御提案させていただきました。

以上です。

○笠谷課長 別紙で配らせていただきました、地域再生計画というものがございます。

本日午後に認定がされると、改正された地域再生法に基づいた第1段ということで、30回目の地域再生計画の認定でございます。

三重県は、今回の提案で「みえアグリイノベーション創生特区～食・農・エネルギーの三重奏～」ということで、先ほども先導的な取り組みを説明いたしましたが、こういった地域再生計画においても、「『食』で拓く三重の地域活性化」といったものに幅広く取り組んでおるところでございますので、この特区指定に向けていろいろ検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○原委員 大変ありがとうございました。

夏にいただいている提案については、既に事務局のほうで調整をしていますので、その状況を簡単にお話しいただくのと、今日、いただいた追加の提案について、もし何か今の時点できましたら、お願いします。

○藤原次長 医療のお話は今日はございませんでしたけれども、転用の話は、地方分権で

通常国会で法律を出すのですが、詳細はちょっと申し上げられないところがありますけれども、これにつきましては、知事みずから随分やっていただいたこともあるって、一定の成果が出るべく、今、調整をしているということでございますので、通常国会をお待ちいただきたい状況でございます。

今日の宿舎の関係などは、よくある建築基準法との関係で、ビニールハウスの話とか、他の市からもいろいろな要望が出てますので、もし国交省の関係の人がいれば、解説してほしいのです。

○事務局 私は農水の代理でございますけれども、畜舎の関係については、農水省も国交省とよく相談をしながら、建築基準法ができるだけ緩和をしてくれという要望は農水省自身もやっておりますので、今回、いただいた提案を踏まえて、もう一度、国交省ラインとよく相談をさせていただきたいと思います。

○藤原次長 あとはありますか。

○原委員 地域再生法について、お願いします。

○藤原次長 地域再生法のほう、市の単位で云々というものはどうですか。

○事務局 今回、国家戦略特区法でいろいろできしたこと、地域再生法でできたことというものが、かなり前進はしたと思います。

しかし、本日いただいた御意見は、さらにそれを超えてもっとこのようにしたいということでございますので、改めてもう一回整理をした上で、至急、省庁と協議をしてまいりたいと思います。

○原委員 先生は何かございますか。

○鈴木委員 農振法は、どうですか。

○事務局 農振法も同様でございます。

1点、今日の御提案の中で少し誤解もあるのかなと思いましたのは、植物工場の件でございまして、うちのほうでお配りしている資料にもありますけれども、植物工場はコンクリートを打ったとしても、農業用施設として農業用の区域に建てることは可能でございます。

ただ、立地がどうとか、こうとか、個別に相談しなければいけないこともありますので、そういうことは必要でございますが、形式的には可能ではある。

ですから、そういうことは具体論でさらに進めてまいりたいと思います。

○森内課長 確かに、農業用施設として用途変更をして転用すれば、設置が可能ということは承知しておりますけれども、農地転用となると、借地の上に建てるとか、なかなか困難を伴います。

農地扱いとして、コンクリートを全面にするのか、一部にするのかで、かなり扱いがばらばらなところもございますので、その辺をひっくるめて、多少のコンクリートなり、一定面積のコンクリートであっても、実際には普通の用途と余り変わりませんので、そこは転用不用ということでお願いできないかということが提案の趣旨なのです。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

コンクリートを打つてしまうと農地として見られなくなるということが現在の整理でございますけれども、御要望の趣旨は伝えて、またやりとりをさせていただきたいと思います。

○藤原次長 地域創生法はうちの法律ですけれども、6次産業化対象施設の貢献施設であっても、市の認定した施設しか転用できないという整理になっているのですか。現行制度は、そうなのですか。

○事務局 現行制度はそのようになっております。

○藤原次長 市ではなくて、こういった広域のリサイクル施設などはできないのですか。

○事務局 今のところは、はい。そこはもう一回整理をさせていただきます。

○藤原次長 せっかくつくって、むしろ大きなものができないというのはね。

○事務局 市とか、農用地区域内という限定がたしかかっているはずでございますので、複数の市をまたぐとかという話が、今のところはその規定の中には外れていると思います。だから、そういったところについて、改めます。

○内田室長 複数の市が共同でつくるということはできないのですか。

○事務局 まとめて確認させていただきたいと思います。

○藤原次長 それはうちの法律の解釈だし、早速そのような議論はいろいろと出てくると思いますので、むしろそういった大規模施設が認定できないようでは、致命的だと思いますので、至急お願いします。

○事務局 わかりました。

○原委員 あとはよろしゅうございますか。

では、また引き続き調整をさせていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○事務局 申しおくれましたが、地域再生計画は、市町村が単独または共同することもできるので、共同という概念は一応入っていると理解をしております。

○森内課長 そうですね。

○藤原次長 県の施設ではできないのでしょうか。

○宇野参事官 その農業の土地利用は市町村が計画をつくるという立てつけになっているので、市町村が共同でつくることはできるのですが、県は主体になっていないのです。

○藤原次長 何で市なのですか。その趣旨は何ですか。何で県ではダメなのですか。

○事務局 すぐまた整理をします。

○藤原次長 では、それをちょっと至急お願いします。

○事務局 はい。